

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算概算決定額 10,009 (9,713) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 5,000百万円)

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等**を支援します。
 また、森林における**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や国有林野におけるシカ捕獲等**を実施します。

＜政策目標＞

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加 (42,110人 [令和5年度] → 43,800人 [令和7年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増 (4,000t [令和7年度まで])

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 **9,900 (9,603) 百万円**
 - ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
 - ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
 - ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
 - ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化、ジビエ消費拡大を図るプロモーション**等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組等を支援**します。
 - ⑤ シカ特別対策【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

※ 下線部は拡充内容
 集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカ等による森林被害緊急対策事業

森林における効果的なシカ捕獲の推進のため、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や先進技術による調査・捕獲、広域捕獲への支援とともに、国有林野における国土保全のためのシカ捕獲等を実施します。【令和5年度補正予算含む】

＜事業の流れ＞



109 (109) 百万円
 【お問い合わせ先】

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入
 処理加工施設等の整備
 処理加工施設における人材育成

〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

① 広域搬入の推進
 捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施

② ジビエの情報発信強化
 シビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化

〔捕獲等の強化〕

① シカの個体数減少に向けた取組
 被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援 (令和5年度補正予算)

② 効率的な柵の設置に向けた支援
 広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化 (令和5年度補正予算含む)

〔国土保全のための捕獲〕
 シビエ利用できない捕獲個体の肉は排水機を活用した資源減量化

〔林業関係者の参画促進〕
 林業関係者と狩猟者の連携、新技術の活用

〔広域捕獲への支援〕
 都道府県による広域捕獲
 被害をもたらす群の駆除

奥地天然林や移動の都府県にまたがる広域捕獲

- (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)
- (2の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【令和6年度予算概算決定額 300（300）百万円】

<対策のポイント>

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防炎営農施設整備計画の対象地域において、以下の支援を実施します。

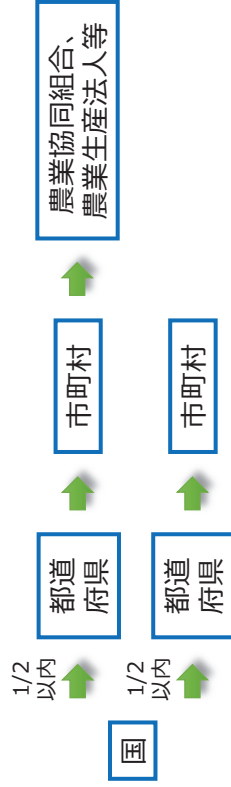
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な洗淨用機械施設整備等を支援します。

2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

<事業の流れ>



火山の噴火

農作物への降灰
(茶、露地野菜等)

<事業の実施>
【1. 施設整備等】

露地野菜洗淨用機械（乗用型）

茶葉洗淨用機械（乗用型）

・乗用型洗淨用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗淨し、収量及び商品性の低下を防止します。

・工場の据置型の洗淨用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗淨し、商品性の低下を防止します。

洗淨された農作物

茶

キャベツ

エンドウマメ

<事業の実施>
【2. 関連整備等】

据置型洗淨用機械

洗淨水供給施設

・農作物の洗淨のための用水を供給する施設により、洗淨効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

中山間地農業ルネサンス事業<一部公共>

【令和6年度予算概算決定額 41,114 (40,713) 百万円】

<対策のポイント>

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により、中山間地農業を元気にします。

<事業目標>

中山間地域の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

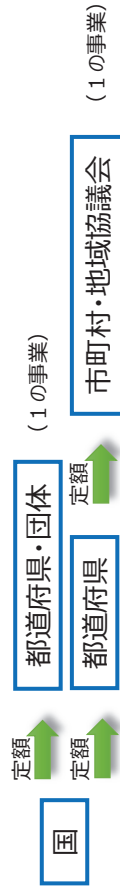
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ>



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

<事業イメージ>

中山間地農業推進対策

- **中山間地農業ルネサンス推進事業**：計画策定・体制整備等を支援
 [元気な地域創出モデル支援：具体的な取組を後押しし、優良事例を創出地域・シリエンズ強化支援：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
 中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援]
- **農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業**：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス産地消対策
- ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等）

[支援事業]
優先枠
優遇措置

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[支援事業]
優先枠
優遇措置

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地農業ルネッサンス事業における優遇措置等

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等を支援

採択に当たったの配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で農山漁村発イノベーション対応策、最適土地利用総合対策及び情報通信環境整備対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大
- 農山漁村振興交付金
農山漁村発イノベーション対応策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が特に必要と認める場合に、面積要件を適用せずに実施
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
 - 農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の場合40%のところを中山間地の場合15%に緩和等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除